令和 2 年 9 月 4 日 第 1 2 2 2 5 号

TJ 1	μΖт	F 9 )	月 4	Р																		- <del>第</del> 1 2	Z Z 3 <del>万</del>
Ti 4	の実施	□ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	4 〇 年少射撃資格講習会の開催	□ ○ 猟銃等講習会の開催	【公安委員会】	○ 落札者等の決定	の完了	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事	○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	○ 落札者等の決定	申請	○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の	○ 落札者等の決定	【公告】	○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定	【告示】	(県例規集登載)	則	○ 岡山県工事執行規則の一部を改正する規	【規則】	目次	1	
JI.		IJ	II.	生活安全企画課		教育委員会		建築指導課	経営支援課	産業振興課		県民生活交通課	財産活用課		会計課				技術管理課		担当課(室)	[ <del>]</del>	
																							目次
																							担当課(室)

## ◎岡山県規則第六十四号

県工事執行規則の 部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県工事執行規則 山県工事執行規則の (昭和四十八年岡山県規則第六十 一部を改正する規則  $\mathcal{O}$ 部を次 0 ように改正

する

の条及び次条に 項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をい 以下この条及び次条におい おい · 「及び」 並びに」 「(建設業法第二十六条第四 に改め、 て同じ。)及び監理技術者補佐 「建設業法」 監理技術者」の下に 「同法」 項に規定する特例監理技術者を (同法第二十六条第三 監理技術者補佐」を

第二十二条中 監理技術者」  $\mathcal{O}$ 下に 監理技術者補佐」 を加える。

## 附則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

## ◎岡山県告示第四百七十三号

令和二年八月二十七日付けで、次のとおり岡山県収入証紙売りさばき人を指定した。 (昭和三十九年岡山県条例第二十一号)第五条第一項の規定によ

令和二年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

		-
総社市素	所	売
秦五六九五	在	り
番地	地	さ
 教 株		ば
吉村所社	の 氏 名 移 及	き
充司 代表取締役 総社自動車	び代表者	人
倉敷市松	売 り	
島	さ	
一 〇 九	ば	
番	き	
地	場	
	所	
	// /	

年政令第三百七十二号) 匝  $\bigcirc$ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の に基づき、 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し 特例を定める政令 (平成七

令和二年九 月

匹

[県知

原 木

太

札に係る物品及び数量

山県庁分庁舎、 丸の内会館及び 小橋 町庁舎で使用する電気 調達

使用予定電力量一、 五.九 八、 五〇〇キ 口 ワ ット 時 (3年間)

令和二年十月一 日 カ ら令 和五年九月三十日ま

三 契約に関する事務を担当 する課等の名称及び所在地

山県総務部財産活用課

山市北区内山下二丁目四 [番六号

几 落札者を決定した日

令和二年八月二十一日

五 落札者の氏名及び

株式会社ホ

岡県福岡 市中央区薬院 目 四番五

六 落札金額

九二八、  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 픤 (消費税額 及び 地方消費税の 額を含まない。)

七 契約の相手方を決定した手続

般競争入札

八札公告日

八

令和二年七月十日

回 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定によ

次 のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年九月四日

山県知事

太

令和二年八月二十六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人そーる

三

主たる事務所の所在

兀

**倉敷市真備町尾崎八一二番地** 

五. 定款に記載された目的

ビス、 患者搬送等に関する事業を行 日常生活や在宅療養生活の向上に寄与するこ

不特定多数の市民や団体に対して、

医療や介護を中心に訪問看護サ

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

年政令第三百七十二号) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の に基づき、 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し 特例を定める政令 (平成七

令和二年九

月 匹

[県知 伊 原 木

太

名称及び数量

山県工業技術センターで使用する電気

使用予定電力量 九五八、 000+ 口 ワ ット 時

令和二年十月一日 カュ ら令和五年九月三十日ま

三

契約に関する事務を担当する課等

 $\mathcal{O}$ 

名称及び所在地

山県工業技術センタ

山市北区芳賀五三〇一

落札者を決定した日

令和二年八月三日

兀

落札者の氏名及び 住

五

株式会社ホ

岡県福岡 市中央区薬院 目 四番五

六 落札金額

五〇、 六一 九円 (うち消費税額及び地方消費税の額一○、 八七四円)

七 契約の相手方を決定した手続

般競争入札

入札公告日

八

令和二年六月九

匝 Ź  $\bigcirc$ 四 同法第五条第三項の 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗 号)  $\mathcal{O}$ 第六条第三項に 変更の届出に 0 お V て、 11 て準

配慮すべき事項に の日までに知事 公告に係る大規模 意見書を提出することができる。 て意見を有する者 売店舗 を設置する者がそ 同法第  $\bar{\mathcal{O}}$ 辺  $\mathcal{O}$ 地 項 域 0  $\mathcal{O}$ 規定に 生活環 境 より、  $\mathcal{O}$ 保

令和二年九月四日

年九月四日

山県知事 伊原木 隆

太

届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

称 カインズホーム津山店・天満屋ハピーズ高野中

所在地 津山市高野本郷字源八一三六九番二ほ

届出者の名称、住所及び代表者の氏々

(1) 名称 株式会社ウシオ

住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一一七番地

代表者の氏名 代表取締役 福家 成夫

② 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

o 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 1 ンズ ホ  $\Delta$ 津 Ш 店 天満屋 ピ ズ

(変更後) 名称 カインズ津山店・天満屋ハピーズ高野店

(2)大規模小売店舗を設置する者の 名称、 住所 及び 代 【表者の 氏

(変更前) 名称 株式会社ウシオ

住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一一七番地

代表者の氏名 代表取締役 潮 巽市

変更後)名称 株式会社ウシオ

住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一一七番

地

代表者の氏名 代表取締役 福家 成夫

大規模小売店舗にお て小売業を行う者の名称、 住所及び代表者の氏名

(3)

(変更前) 名称 株式会社ウシオ

住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一一七番地

代表者の氏名 代表取締役 潮 巽市

代表者

変更年月日

令和二年七月十三日

代表者の氏名 代表取締役 福家

成夫

鳥取県鳥取市二階

町

丁目

株式会社ウシオ

縦覧の期間及び場所令和二年八月二十四

従覧の期間

縦覧の期間

縦覧の場所

令和二年九

から令和三年一月四日まで

2

岡山県産業労働部経営支援課

[四〇五] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年九月四日

原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井字重安一二六ー

一二六一四

総社市福井一八三-四

 $\equiv$ 

許可番号

岡山県指令建指第一三五号

年政令第三百七十二号) [四〇六] 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 に基づき、 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し (平成七

令和二年九月四

司山長田事

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

借上件名及び数量

図書館総合システム機器 一着

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号

令和二年八月五日

三

落札者を決定した日

四 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

岡山市北区下石井二丁目二番五号

五 落札金額

月当たり三、 六三七、 五〇円 (うち消費税額及び地方消費税の額三三〇、

六五〇円)

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

入札公告日

七

令和二年六月二十六1

# ◎岡山県公安委員会告示第百二十六号

0 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第五条の三第一 項の規定により、

とおり猟銃等講習会を開催する。

令和二年九月四日

尚

Щ

県

公

安

委

員

講習の 時及び場所

						君	程 新) 講習課 経験者(更	課程 甜	講習課程
令和二年 十二月二十二日	令和二年	令和二年 十二月三日	令和二年 十一月十八日	令和二年 十一月四日	令和二年 十月二十一日	令和二年	令和二年	令和二年 十一月十二日	開催年月日
午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午前十時	開催時刻
高梁警察署	くらしき山陽ハイツ 倉敷市有城一二六五	倉敷警察署	くらしき山陽ハイツ 倉敷市有城一二六五	津山警察署	高梁警察署 高梁市段町一〇一七—	くらしき山陽ハイツ 倉敷市有城一二六五	倉敷警察署	くらしき山陽ハイツ 倉敷市有城一二六五	開催
		_					_		場
									所

## 受講手続

- 1 提出書類
- (2) (1)所定の様式による受講申込書 一通
- 写真 枚 (縦の長さ三センチメー 横の長さ二・四センチメ

出前六箇月以内に撮影した無帽、 正面、 上三分身、 無背景のもので、 その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの)

2

住所地を管轄する警察署

3

(平成元年岡山県条例第二号) 受講しようとする講習会の開催日の七日前 第一条第一項に規定する県の休日である場合は、 (その日が岡山県の休日を定める条例

該休日の直後における県の休日でない日)

経験者 初心者講習課程 受講申込みの際、

 $\equiv$ 

受講手数料

(更新) 講習課程 三千円

六千九百円

なお、 受講手数料は、 納付後は還付しない。

岡山県収入証紙により納付すること。

代理受講は、 認めない

2 ること又は他 講習修了証明書は、 により当日交付することができないときは、 講習当日に交付することとする。 ただし、 後日交付すること 受講者が多数であ

# ◎岡山県公安委員会告示第百二十七号

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第九条の十四第一 項の規定によ

り、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

令和二年九月四日

岡山県公安委員会

一開催の日時及び場所

午前十時	日時
(1) 岡山県警察本部二階入札室 岡山県警察本部二階入札室	場

## 一受講手続

## 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2)氏名及び撮影年月日を記入したもの) 出前六箇月以内に撮影した無帽、 写真 一枚 (縦の長さ三センチメー 正面、 上三分身、 横の長さ二・ 無背景の 四セ もので、 レンチメ その 裏面に

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

令和二年十一月十八日(水)まで

二 受講手数料

九千八百円

注 受講申込みの際、 岡山 県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

## 四 その他

1 代理受講は、認めな

2 であること又は 講習修了証明書は、 理由に 講習会の当日に交付することとする。 当日交付することができないときは、 ただし、 後日交付する 受講者が多数

こととする。

# ◎岡山県公安委員会告示第百二十八号

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第五条の五第一 とおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。 項の規定により、

令和二年九月四日

岡山県公安委員

1 講習の日時

う。 <u></u> トラップ射撃 (トラップから射撃線までの距離が十五メ ルであるものをい

午前九時	湯原国際射撃場	
十月六日 (火)		
午前九時	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六	
午前十時   倉敷田令和二年十月五日(月)   倉敷田	倉敷国際射撃場倉敷市福田町浦田七四○-一	
日 時	場	所

月1日(月) 「真色片中間一人一六月1日(月) 「真色片中間一人一六月1日(月)」 「真色形見重さ
月六日(金) 岡山県クレー射撃場 岡山市北区御津下田六二九
月二日(月)
月二日(月)
月二十七日(火) 岡山県クレー射撃場 岡山市北区御津下田六二九
月二十六日(月)    真庭市仲間一八一六
午前十時
午後一時 岡山県クレー射撃場 岡山市北区御津下田六二九
午前九時 湯原国際射撃場令和二年十月十九日(月) 真庭市仲間一八一六

午前十時令和二年十一月十六日(月)	倉敷国際射撃場
午前九時 (月)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六
午後一時令和二年十一月十八日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時	倉敷国際射撃場   倉敷市福田町浦田七四○−一
午後一時令和二年十一月二十五日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時令和二年十一月三十日(月)	倉敷国際射撃場
午前九時令和二年十一月三十日(月)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六
午後一時令和二年十二月二日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時令和二年十二月七日(月)	倉敷国際射撃場
午後一時 令和二年十二月九日 (水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九

日時	場	所
午後一時令和二年十月六日(火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九	
午前十時 令和二年十月九日 (金)	倉敷国際射撃場	
午前十時 (金)		
午後一時令和二年十月二十一日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九	
午前十時 (金)	倉敷国際射撃場	

をいう。) スキ がセンター ポ 上方を通過するように発射されるもの

今和二年十二月十六日(水) 倉敷国際射撃場   今和二年十二月十六日(水) 岡山市北区御津下田六二九   午前十時 倉敷国際射撃場   午前十時 倉敷国際射撃場   午前十時 倉敷国際射撃場		
十二月二十一日(月)	令和二年十二月十四日 (月)	際 射 野 野 明 ボ
倉敷国際射撃場 一	午後一時令和二年十二月十六日(水)	山山県市
	午前十時 (月) (月)	敷国際射撃場敷市福田町浦

午後一時	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 (金)	倉敷国際射撃場
午後一時令和二年十一月六日(金)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時令和二年十一月六日(金)	倉敷国際射撃場
午前十時 令和二年十一月十三日 (金)	
午後一時令和二年十一月十八日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時令和二年十一月二十日(金)	倉敷国際射撃場
午後一時令和二年十一月二十五日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時令和二年十一月二十七日(金)	倉敷国際射撃場
午後一時	岡山県クレー射撃場

午前十時(金)	倉敷国際射撃場   倉敷市福田町浦田七四○—一
午後一時令和二年十二月九日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時	倉敷国際射撃場
午後一時令和二年十二月十六日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 (金)	倉敷国際射撃場

## 三 受講手続

提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

提出期限住所地を管轄する警察署

3

成元年岡山県条例第二号)第一条第一 受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日を定める条例(平 項に規定する県の休日である場合は、

1の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千七百円

受講申込みの際、 岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

3 講習修了証明書は、受講2 代理受講は、認めない。

講習修了証明書は、 受講申込書を提出した警察署において後日交付することとす

# ◎岡山県公安委員会告示第百二十九号

のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第五条の五第一 項の規定により、

令和二年九月四日

安

委

員

講習の日時及び場所

日時	場	所
午前十時 (火)	御津ライフル射撃場岡山市北区御津伊田二二九一	九 一
午前九時 (火)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六	
午前十時 (火)	御津ライフル射撃場岡山市北区御津伊田二二九	九 一
午前十時 (火)		
午前十時令和二年十月二十七日(火)		
午前九時令和二年十月二十七日(火)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六	
令和二年十一月十日 (火)	岡山市北区御津伊田二二九一	九一

受講手続

提出書類

所定の様式による受講申込書

提出先

2

住所地を管轄する警察署

3

受講しようとする講習の実施日 七日前(その が 日山県の 休日を定める条例(平

午前十時 午前九時 令和二年十二月二十二日 令和二年十二月十五日 令和二年十二月八 令和二年十二月 令和二年十 令和二年十 令和二年十 月十七日 月二十四 月二十四 日 日 火 火 日 火 火 火 火 (火) 真庭市仲間 御津ライフ 湯原国際射撃場 山市 北区 ル射撃場 御津伊田二二九 八

成元年岡山県条例第二号)第一条第一 項に規定する県の休日である場合は、

の直後における県の休日でない日)

兀

一万二千七百円

受講申込みの際、 岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、 納付後は還付しない

2 代理受講は、 各講習の受講定員は、 五.

講習修了証明書は、 認めない 受講申込書を提出した警察署において後日交付することとす

おおむね五人とする。